

○米子市体育施設条例

平成17年3月31日条例第83号

米子市体育施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、米子市体育施設の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米子市におけるスポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を、次のとおり設置する。

名称	位置
米子市東山体育館	米子市東山町92番地
米子市湊山体育館	米子市大谷町13番地
米子市住吉体育館	米子市旗ヶ崎七丁目17番36号
米子市加茂体育館	米子市河崎3270番地2
米子市福生体育館	米子市上福原二丁目1番10号
米子市福米体育館	米子市西福原六丁目1番14号
米子市弓ヶ浜体育館	米子市夜見町325番地10
米子市美保体育館	米子市大篠津町3657番地7
米子市南部体育館	米子市榎原1449番地4
米子市箕蚊屋体育館	米子市下新印1057番地2
米子市淀江体育館	米子市淀江町西原805番地
米子市営東山陸上競技場	米子市東山町97番地1
米子市民球場	米子市車尾663番地1
米子市営淀江球場	米子市淀江町西原822番地1
米子市営東山庭球場	米子市車尾776番地1
米子市営湊山庭球場	米子市久米町215番地
米子市営淀江庭球場	米子市淀江町西原897番地
米子市皆生市民プール	米子市皆生温泉三丁目18番3号
米子市営弓道場	米子市車尾653番地1
米子市営武道館	米子市糺町一丁目202番地
米子市営東山球技場	米子市車尾661番地1
米子市営東山スポーツ広場	米子市車尾639番地1
米子市営河崎公園スポーツ広場	米子市河崎3333番地1
米子市営淀江スポーツ広場	米子市淀江町西原789番地
米子市営日野川運動公園	米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内
米子市営日野川堰運動広場	米子市古豊千地内
米子市営大和公園運動広場	米子市淀江町中間1154番地1

2 米子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、米子市体育施設(以下「体育施設」という。)を前項に規定する目的以外の目的のために使用させることができる。

一部改正〔平成17年条例212号・18年5号・19年3号・20年18号・23年15号・17号・27年15号・令和2年26号・5年26号〕

(使用時間及び休場日)

第3条 体育施設の使用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設定することができる。

(使用許可)

第4条 体育施設(附属設備及び備付けの器具を含む。第6条を除き、以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項及び前項(第16条第2項において準用する場合を含む。)、第6条及び第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

一部改正〔平成17年条例212号〕

(使用許可等の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成24年条例3号〕

(特別設備等の制限)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者又は体育施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、体育施設(附属設備を含む。)に特別の設備をし、若しくは体育施設の附属設備に変更を加え、又は体育施設に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成17年条例212号〕

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用許可等を受けた者(以下「使用者」という。)及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に体育施設を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

一部改正〔平成17年条例212号〕

(使用許可等の取消し等)

第8条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、体育施設の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

(1) 第4条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

一部改正〔平成17年条例212号・20年18号〕

(使用料)

第9条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、前条に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(米子市皆生市民プール回数券)

第10条の2 米子市皆生市民プール(プールの部分に限る。以下この条において同じ。)の使用料の納付に使用するため、回数券を発行する。

- 2 米子市皆生市民プールの使用者の区分ごとの回数券の額面金額、発行の単位及び代金は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 回数券は、当該回数券の使用者の区分以外の区分の者による米子市皆生市民プールの使用については、使用することはできない。
- 4 既に発行された回数券は、払い戻さない。

追加〔平成27年条例15号〕

（使用料の減免）

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1）使用者の責めに帰することのできない理由により体育施設を使用することができなくなったとき。

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者及び利用者は、体育施設の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第8条第2項の規定により使用許可等を取り消され、体育施設の使用若しくは利用を停止され、又は体育施設からの退場を命ぜられたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第14条 使用者及び利用者は、体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第15条 使用者及び利用者は、体育施設においては、教育委員会規則で定める事項を遵守しなければならない。

（行為の制限）

第16条 体育施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1）物品の販売その他営業行為

（2）寄附の募集

（3）宣伝

（4）広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置

（5）前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

（指定管理者による管理）

第17条 市は、米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。

（1）削除

（2）地区体育館（別表第2の備考第1項第9号に規定する地区体育館をいう。）

（3）米子市淀江体育館

（4）米子市営淀江球場

（5）米子市営淀江庭球場

（6）米子市皆生市民プール

（7）米子市営弓道場

（8）米子市営武道館

（9）米子市営淀江スポーツ広場

（10）米子市営大和公園運動広場

2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）当該体育施設の維持管理に関すること。

（2）市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長又は教育委員会に専属する権限に基づく事務を除くもの

- 全部改正〔平成18年条例37号〕、一部改正〔平成20年条例18号・27年15号・26号・令和2年26号・5年26号〕
(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)
- 第18条 指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、前条第1項各号に掲げる体育施設に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。
- 全部改正〔平成18年条例37号〕、一部改正〔平成27年条例15号・令和3年2号〕
(指定管理者による使用許可等)
- 第19条 指定管理者は、その業務として、第17条第1項各号に掲げる体育施設に係る使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定の適用については、これらの規定(これらの規定の適用に係る教育委員会規則の規定を含む。)中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 全部改正〔平成18年条例37号〕、一部改正〔平成27年条例15号・令和3年2号〕
(指定管理者による使用料の收受等)
- 第20条 第17条の規定により同条第1項各号に掲げる体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、当該体育施設の利用者は、当該体育施設の使用に係る使用料を当該体育施設に係る指定管理者に支払わなければならない。
- 2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、当該体育施設の使用に係る別表第2に定める金額(附属設備及び備付けの器具については、同表の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額)の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として收受させる。
- 4 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、既に收受した使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 追加〔平成17年条例212号〕、一部改正〔平成20年条例18号・27年15号・26号〕
(委任)
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 一部改正〔平成17年条例212号〕
附 則
この条例は、平成17年3月31日から施行する。
- 一部改正〔平成19年条例3号〕
附 則(平成17年7月25日条例第212号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成18年3月29日条例第5号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成18年8月9日条例第37号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月28日条例第3号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年3月28日条例第8号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成19年6月29日条例第45号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の米子市体育施設条例別表第2第1号及び同表の備考の規定は、この条例の施行の日以後における同表第1号の表に掲げる体育施設の使用(この条例の公布の日以後に使用許可申請をしたものに限る。)に係る使用料について適用する。

附 則(平成20年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(米子市都市公園条例の一部改正)
- 2 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成20年6月30日条例第29号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年8月17日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年8月24日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表米子市営日野川堰運動広場の項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為による米子市営西福原庭球場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第46条第1項の規定は、公布の日から施行する。

(米子市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第40条 第42条の規定による改正後の米子市体育施設条例(以下この条において「改正後の条例」という。)第5条第4号の規定は、施行日以後における体育施設(改正後の条例第4条第1項に規定する体育施設をいう。以下この項において同じ。)の使用又は体育施設における改正後の条例第16条第1項各号に掲げる行為に係る許可(公布日以後に当該許可について申請がされたものに限る。)について適用する。
- 2 改正後の条例第8条第2項第2号の規定は、この条例の施行の際現に第42条の規定による改正前の米子市体育施設条例第4条第1項又は第16条第1項ただし書の許可を受けている者に対しても適用する。

附 則(平成25年12月25日条例第38号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(米子市行政財産使用料条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の米子市行政財産使用料条例別表(米子市淀江和傘伝承施設条例(平成17年米子市条例第134号)第10条ただし書、米子市都市公園条例別表第2及び米子市漁港管理条例別表第1において適用する場合並びに米子市シルバーワークプラザ条例第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第2条の規定による改正後の米子市隣保館条例別表の規定、第3条の規定による改正後の米子市解放文化センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の米子市福祉保健総合センター条例別表の規定、第7条の規定による改正後の米子市障害のある勤労者教養文化体育施設条例別表の規定、第8条の規定による改正後の米子国際会議場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の米子市勤労青少年ホーム条例別表の規定、第10条の規定による改正後の米子市勤労者体育施設条例別表の規定、第11条の規定による改正後の米子市シルバーワークプラザ条例別表の規定、第12条の規定による改正後の米子市観光センター条例別表の規定、第14条第1項の規定による改正後の米子市南公園墓地条例別表第2の規定、第15条の規定による改正後の米子市北公園墓地条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の米子市淀江墓苑条例別表第2の規定、第17条第1項の規定による改正後の米子市道路の占用に関する条例別表(米子市準用河川占用料徴収条例(平成17年米子市条例第137号)第3条において読み替えて準用する場合及び米子市法定外公共物管理条例第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定、第19条の規定による改正後の米子市都市公園条例別表第2の規定、第22条の規定による改正後の米子駅前地下駐輪場管理条例別表第1の規定、第23条の規定による改正後

の米子駅前地区自転車等の放置防止に関する条例第8条第1項の規定、第26条の規定による改正後の米子市都市下水路条例別表の規定、第28条の規定による改正後の米子市伯耆古代の丘公園条例別表の規定、第29条の規定による改正後の米子市淀江温浴施設条例別表第1及び別表第2の規定、第30条の規定による改正後の米子市学校施設の使用に関する条例別表の規定、第31条の規定による改正後の米子市公民館条例別表の規定、第32条の規定による改正後の米子市立図書館条例別表の規定、第35条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2の規定、第36条の規定による改正後の米子市文化ホール条例別表の規定、第37条の規定による改正後の米子市淀江文化センター条例別表の規定並びに第38条の規定による改正後の米子市農村集落多目的共同利用施設条例別表の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する使用料又は手数料(その名称にかかわらず、これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。)について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において規則で定める日(平成27年規則第33号により平成27年11月1日)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から起算して8か月を超えない範囲内において規則で定める日(平成27年規則第33号により平成27年10月1日)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後における米子市皆生市民プールの使用に係る必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)に基づき鳥取県営米子屋内プールの利用に係る1月利用券、3月利用券若しくは6月利用券又は米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券(以下この項において「県営プール利用券」と総称する。)の交付を受け、当該県営プール利用券の有効期間が中途である者については、当該県営プール利用券の有効期間の末日までの間は、当該県営プール利用券を提示することにより、米子市皆生市民プール(プールの部分に限る。)を使用することができる。
- 4 この条例の施行の際現に鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例に基づき鳥取県営米子屋内プールの利用料金を納付するための回数券の発行を受け、当該回数券の残券を保有する者の当該残券は、この条例による改正後の米子市体育施設条例第10条の2の規定により発行を受けたものとみなす。

(米子市都市公園条例の一部改正)

- 5 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成27年7月2日条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(米子市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第7条 第13条の規定による改正後の米子市体育施設条例別表第2(第2号を除く。)の規定は、施行日以後における施設、設備又は器具の使用に係る使用料(施行日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

- 2 第13条の規定の施行前に同条の規定による改正前の米子市体育施設条例第10条の2第1項及び第2項並びに別表第2第2号に定めるところにより発行された回数券は、第13条の規定の施行後においても、米子市皆生市民プール(プールの部分に限る。)の使用料の納付に使用することができる。

附 則(令和2年7月6日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前においてこの条例による改正前の米子市体育施設条例の規定により納付すべきであった米子市営湊山球場の使用料については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前にした行為による米子市営湊山球場の施設、設備又は器具の損害に対する賠償については、なお従前の例による。
- (米子市都市公園条例の一部改正)

4 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年3月29日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の米子市体育施設条例(以下「改正前体育施設条例」という。)第18条第1項に規定する市民体育館の指定管理者による使用許可等(改正前米子市体育施設条例第4条第3項に規定する使用許可等をいい、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日に係るものに限る。)は、施行日以後に当該使用許可等に係る体育施設(第1条の規定による改正後の米子市体育施設条例(以下「改正後体育施設条例」という。)第2条第2項に規定する体育施設をいう。)の管理に関する業務を行う指定管理者によりされた使用許可等(改正後体育施設条例第4条第3項に規定する使用許可等をいう。)とみなす。

附 則(令和4年3月30日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日(令和4年規則第25号により令和4年8月1日)から施行する。

(米子市学校施設の使用に関する条例の一部改正)

2 米子市学校施設の使用に関する条例(平成17年米子市条例第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年7月14日条例第26号)

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条及び附則第4条の規定 公布の日

(2) 第1条並びに附則第3条、第6条及び第7条の規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(令和6年規則第29号により令和6年5月27日)

(3) 第2条及び第3条並びに附則第5条及び第8条の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日

(米子アリーナの使用時間及び休場日並びに使用料を定めるための条例の改正)

第2条 市は、第2条の規定の施行の日までに、米子アリーナの使用時間及び休場日並びに使用料を定めるために必要となる条例の改正を行うものとする。

(米子市民体育館及び米子市営東山補助グラウンドに関する経過措置)

第3条 第1条の規定の施行前にした行為による米子市民体育館又は米子市営東山補助グラウンドの施設、設備又は器具(附則第5条において「施設等」という。)の損害に対する賠償については、なお従前の例による。

(米子アリーナに関する準備行為)

第4条 第2条の規定による改正後の米子市体育施設条例第17条の規定により米子アリーナの管理を同条第1項に規定する指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者による米子アリーナの管理に関し必要な事項は、第2条の規定の施行前においても、行うことができる。

2 第2条の規定の施行の日以後における米子アリーナの使用に係る必要な手続は、同条の規定の施行前においても、行うことができる。

(米子市営武道館に関する経過措置)

第5条 第3条の規定の施行前にした行為による米子市営武道館の施設等の損害に対する賠償については、なお従前の例による。

(米子市学校施設の使用に関する条例の一部改正)

第6条 米子市学校施設の使用に関する条例(平成17年米子市条例第67号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(米子市都市公園条例の一部改正)

第7条 米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第8条 米子市都市公園条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和6年10月10日条例第33号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 別表第1(第3条、第18条関係)

体育施設の名称	使用時間	休場日
米子市東山体育館	午前9時から午後10時まで(米子市加茂体育館の庭球場については、午前9時から午後5時まで)	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「祝日」という。)の翌日
米子市湊山体育館		12月29日から翌年の1月3日までの日、月曜日及び祝日の翌日
米子市住吉体育館		
米子市加茂体育館		
米子市福生体育館		
米子市福米体育館		
米子市弓ヶ浜体育館		
米子市美保体育館		
米子市南部体育館		
米子市箕蚊屋体育館		
米子市淀江体育館		
米子市営東山陸上競技場	4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、3月1日から同月31日までの期間は午前9時から午後6時まで、1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市民球場	4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営淀江球場	4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日

米子市営東山庭球場	4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、1月4日から3月31日まで及び12月1日から同月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営湊山庭球場	5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営淀江庭球場	5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市皆生市民プール	午前10時から午後8時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日及び水曜日(水曜日が祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日)
米子市営弓道場	午前10時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日
米子市営武道館	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日、水曜日及び祝日の翌日
米子市営東山球技場	5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日までの期間は午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
米子市営東山スポーツ広場	日の出から日没まで(4月1日から11月30日までの期間は、日の出から午後9時30分まで)	
米子市営河崎公園スポーツ広場		
米子市営淀江スポーツ広場		
米子市営日野川運動公園	日の出から日没まで	
米子市営日野川堰運動広場		
米子市営大和公園運動広場		

一部改正〔平成17年条例212号・18年5号・19年3号・20年18号・23年17号・27年15号・令和2年26号・5年26号〕
別表第2（第9条、第10条の2、第20条関係）

（1）体育施設の使用

体育施設	区分			使用料の額		
地区体育館	専用使用の場合			1時間につき	330円	
	部分使用の場合			1時間につき	160円	
米子市淀江体育館	大会議室		中会議室	1時間につき	260円	
			小会議室	1時間につき	120円	
			専用使用の場合		1時間につき	330円
	競技場	部分使用の場合		1時間につき	160円	
		ギャラリー室	個人使用の場合	中学生以下の生徒及び児童	1回につき	30円
	高校生以上の学生及び生徒			1回につき	40円	
	一般			1回につき	70円	
米子市加茂体育館庭球場	1面専用使用の場合			1時間につき	220円	
米子市営東山陸上競技場	会議室			1時間につき	160円	
	競技場	専用使用の場合	入場料金等を徴収しない場合	1時間につき	990円	
			入場料金等を徴収する場合	1時間につき	19,800円	
米子市民球場	会議室及び研修室			1室1時間につき	270円	
	更衣室、記者室、本部室、カメラ室及び審判員休養室			1室1時間につき	130円	
	記録室、審判員室及び入場券販売室			1室1時間につき	60円	
	放送室(放送設備を含む。)			1回につき	3,630円	
	室内ブルペン			1室1時間につき	160円	
	専用使用の場合	入場料金等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	900円
				一般	1時間につき	1,810円
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	18,120円
		入場料金等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	1,810円
				一般	1時間につき	3,630円
			アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	36,250円
		練習の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	900円
				一般	1時間につき	1,810円

			アマチュア以外のスポーツに使用する場合	1時間につき	18,120円
米子市営 淀江球場	専用使用の場合	アマチュアスポーツに使用する場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	820円
			一般	1時間につき	1,650円
		アマチュア以外のスポーツに使用する場合		1時間につき	3,300円
米子市営 東山庭球場	1面専用使用の場合			1時間につき	550円
米子市営 湊山庭球場	1面専用使用の場合			1時間につき	220円
米子市営 淀江庭球場	1面専用使用			1時間につき	220円
米子市皆 生市民プ ール	プール	専用使用	1コース	1時間につき	
				冷水期間	2,600円
		個人使用	中学生以下の生徒及び児童	温水期間	3,710円
				1回につき	
			冷水期間	260円	
			温水期間	360円	
			高校生以上の学生及び生徒	1か月につき	
				冷水期間	1,680円
一般	温水期間	2,450円			
	1回につき				
冷水期間	400円				
温水期間	560円				
1か月につき					
冷水期間	2,750円				
温水期間	3,980円				
1回につき					
冷水期間	510円				
温水期間	710円				
1か月につき					
冷水期間	3,420円				
温水期間	5,040円				

		団体使用 (20人以上)	中学生以下の生徒及び児童	1人1回につき 冷水期間 温水期間	200円 260円
			高校生以上の学生及び生徒	1人1回につき 冷水期間 温水期間	300円 460円
			一般	1人1回につき 冷水期間 温水期間	400円 560円
	トレーニングホール	専用使用	全面	1時間につき	260円
			3分の2面	1時間につき	150円
			2分の1面	1時間につき	110円
			3分の1面	1時間につき	80円
		個人使用	一般	1人1回につき	50円
米子市営 弓道場	専用使用の場合			1時間につき	590円
	個人使用の場合	高校生以下	1回につき	90円	
			1か月につき	990円	
			3か月(11回まで)につき	990円	
			1回につき	190円	
		1か月につき	1,980円		
		3か月(11回まで)につき	1,980円		
		米子市営 武道館	柔道場	専用使用の場合	
部分使用の場合				1時間につき	360円
個人使用の場合	高校生			1回につき	70円
	一般			1回につき	160円
剣道場	専用使用の場合		1時間につき	710円	
	部分使用の場合		1時間につき	360円	
	個人使用の場合		高校生	1回につき	70円
			一般	1回につき	160円
米子市営 東山球技場	会議室			1時間につき	160円
	競技場	専用使用の場合	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	820円
			一般	1時間につき	1,650円

(2) 米子市皆生市民プール回数券

使用者の区分	額面金額	発行の単位	代金
中学生以下の生徒及び児童	冷水期間用 260円	1組11枚綴り	2,600円
	温水期間用 360円		3,600円

高校生以上の学生及び生徒	冷水期間用	400円	4,000円
	温水期間用	560円	5,600円
一般	冷水期間用	510円	5,100円
	温水期間用	710円	7,100円

(3) 米子市民球場における物品の販売その他営業行為

区分		金額
アマチュアスポーツに使用する場合	1日につき	3,300円
アマチュア以外のスポーツに使用する場合		11,000円

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用 体育施設の一括使用をいう。
 - (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
 - (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分(米子市淀江体育館については、ギャラリー室に限る。)において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
 - (4) 1面専用使用 庭球コート1面の専用使用をすることをいう。
 - (5) 入場料金等 入場料その他これに類する料金をいう。
 - (6) 中学生 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)及び特別支援学校の中学部の生徒をいう。
 - (7) 高校生 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)及び特別支援学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。
 - (8) 1回 入場から退場までをいう。
 - (9) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。
 - (10) 冷水期間 7月1日から9月30日までの期間をいう。
 - (11) 温水期間 1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日までの期間をいう。
- 2 附属設備及び備付けの器具の使用料の額は、種類及び単位ごとに1回につき11,000円の範囲内において教育委員会規則で定める。
- 3 延長料は、延長時間1時間(延長時間が1時間未満であるときのその延長時間及び延長時間に30分以上の端数があるときのその端数は、1時間とする。)につき各時間区分の1時間相当額とする。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 5 入場料金等を徴収する場合の使用料は、当該体育施設の使用料の額に、当該入場料金等の最高額に100(アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、150)を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日を使用する場合の使用料は、入場料金等を徴収する場合に限り、当該体育施設の使用料の額に100分の20を乗じて得た額と前項の規定により算出して得た額の合計した額とする。
- 7 使用料の額が分、時間、日又は月の各単位で定められている使用に係る期間が当該単位未満であるとき、又はその期間に当該単位未満の端数があるときのその端数は、当該各単位として計算する。
- 8 体育施設を第2条第1項に規定する目的以外の目的のために使用する場合の使用料は、それぞれの体育施設の使用区分に応じ、当該体育施設の当該使用区分の使用料の最高額に相当する額を限度として、その都度、教育委員会が定める。
- 9 米子市淀江体育館、米子市営東山陸上競技場若しくは米子市営東山球技場の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
- (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30
- 10 米子市営淀江球場の本部室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、当該冷房設備又は暖房設備の使用時間1時間につき、次の各号に定める額を加算する。
- (1) 冷房設備を使用する場合 60円

- (2) 暖房設備を使用する場合 30円
- 11 米子市民球場のグラウンドの使用に伴って室内ブルペンを使用する場合は、グラウンドの使用許可を受けた時間に限り、室内ブルペンの使用料の額は、無料とする。
- 12 1か月を単位とした米子市皆生市民プールの使用の許可において、当該1か月の期間に冷水期間及び温水期間のいずれもが含まれる場合における当該1か月の使用の許可に係る使用料の額は、それぞれの期間の日数を勘案し、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ当該各号に定める額を限度として、教育委員会が定める。
- (1) 中学生以下の生徒及び児童 2,450円
- (2) 高校生以上の学生及び生徒 3,980円
- (3) 一般 5,040円
- 13 地区体育館の使用に伴って照明設備を使用する場合は、当該地区体育館の使用料の額に、当該照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合には220円、部分使用の場合には110円を加算する。
- 14 米子市淀江体育館の競技場の使用に伴って照明設備を使用する場合は、当該競技場の使用料の額に、当該照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合には220円、部分使用の場合には110円を加算する。
- 15 米子市民球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき、全灯使用のときは10,280円、2分の1灯使用のときは6,050円、3分の1灯使用のときは4,840円を加算する。
- 16 米子市営淀江球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき2,750円を加算する。
- 17 米子市営東山庭球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該庭球場の使用料の額に、1面1時間につき330円を加算する。
- 18 米子市営東山スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合には2,750円、部分使用の場合には1,370円とする。
- 19 米子市営河崎公園スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき580円とする。
- 20 米子市営淀江スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合には2,200円、部分使用の場合には1,100円とする。
- 21 体育施設に電気を使用する設備、器具等(以下「電気設備等」という。)を持ち込んで使用する場合は、当該体育施設の使用料に、当該電気設備等の使用に係る電気料金相当額を加算する。
- 22 使用前の準備又は使用後の整理、原状回復等のため、大会等の開催日以外の日には体育施設を使用する場合の使用料は、当該使用の区分による使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 23 米子市皆生市民プールの回数券は、冷水期間用は冷水期間に限り、温水期間用は温水期間に限り、それぞれ使用することができる。
- 一部改正〔平成17年条例212号・18年5号・37号・19年3号・8号・45号・20年18号・29号・25年38号・27年15号・31年2号・令和2年26号・4年12号・5年26号・6年33号〕

○米子市体育施設条例施行規則

平成17年3月31日教育委員会規則第25号

米子市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市体育施設条例(平成17年米子市条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用 条例第2条第1項に規定する体育施設(以下「体育施設」という。)の一括使用をいう。
- (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
- (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
- (4) 1面専用使用 庭球コート1面の専用使用をすることをいう。

一部改正〔平成20年教委規則8号〕

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)、条例第6条又は条例第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(別記様式第1号から別記様式第9号まで)、市営弓道場使用許可申請書(別記様式第10号)、体育施設特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第11号)又は体育施設内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる体育施設の個人使用をしようとする者及び米子市営東山庭球場コイン式シャワー(以下「コイン式シャワー」という。)を使用しようとする者にあつては、これらの体育施設に備え付けられた使用簿又は使用票(以下「使用簿等」という。)に記入することにより、同項前段に規定する書面の提出に代えることができる。

- (1) 米子市加茂体育館(庭球場に限る。)
- (2) 米子市営東山陸上競技場
- (3) 米子市営湊山庭球場
- (4) 米子市営淀江庭球場

一部改正〔平成20年教委規則8号・9号・23年6号・27年6号〕

(使用許可等の申請の受付期間)

第4条 前条第1項の規定による使用許可等の申請は、専用使用の場合にあつては使用日前3か月から、部分使用、1面専用使用及び会議室のみの使用の場合にあつては使用日前1か月から、個人使用の場合にあつては使用日に、それぞれ受け付けるものとする。

2 使用簿等への記入は、当該体育施設又はコイン式シャワーを使用する際に行うものとする。

一部改正〔平成27年教委規則6号〕

(許可書等の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可等をしたときは、体育施設使用(変更)許可書(別記様式第2号から別記様式第9号まで、別記様式第13号。以下「使用許可書」という。)、皆生市民プール入場券(別記様式第14号)、皆生市民プール使用証(別記様式第15号)、市営弓道場使用証(別記様式第16号)、体育施設特別設備等(変更)許可書(別記様式第11号)又は体育施設内制限行為(変更)許可書(別記様式第12号)を申請者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、使用簿等への記入により体育施設又はコイン式シャワーを使用する者に対しては、同項に規定する書面の交付を行わないものとする。

一部改正〔平成20年教委規則8号・9号・27年6号〕

(使用等の取消しの届出)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、体育施設使用(特別設備等)取消届出書(別記様式第17号)又は体育施設内制限行為取消届出書(別記様式第18号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条第1項の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

一部改正〔平成19年教委規則7号・27年6号〕

(設備器具の使用料)

第7条 条例別表第2の備考第2項の規定により教育委員会規則で定める体育施設の附属設備及び備付けの器具(以下「設備等」という。)の使用料の額は、1回(同表の備考第1項第8号に規定する1回をいう。)の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した当該使用する設備等に係る総金額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)とする。

2 前項の規定にかかわらず、コイン式シャワーの使用料の額は、別表に定める額とする。

一部改正〔平成19年教委規則7号・26年2号・27年6号・31年4号〕

(回数券)

第8条 条例第10条の2第1項の回数券の様式は、別記様式第19号に定めるとおりとする。

追加〔平成27年教委規則6号〕

(使用料の減免)

第9条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会が主催して競技を行う場合

(2) 教育委員会が特に使用料の減額又は免除を必要と認める場合

2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(別記様式第20号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成27年教委規則6号〕

(使用料の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規定により、同条第1号に該当する場合において、既に納付された使用料(以下「既納使用料」という。)を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。

2 条例第12条第2号の規定により、教育委員会が特別の理由があると認めて既納使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用の取消しを申し出たとき。既納使用料の2分の1に相当する額の範囲内の額で教育委員会が定める額

(2) 使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用許可等を受けた事項の変更を申し出て教育委員会がその変更を許可した場合において、変更後の使用許可等に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき。当該過納金の額に相当する額

3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(別記様式第21号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。

一部改正〔平成27年教委規則6号〕

(汚損等の届出)

第11条 条例第14条の規定による届出は、体育施設汚損(損傷、滅失、紛失)届出書(別記様式第22号)により行うものとする。

一部改正〔平成27年教委規則6号〕

(遵守事項)

第12条 条例第15条の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 条例及びこの規則に違反しないこと。

(2) 教育委員会が条例第4条第3項の規定により付けた条件に違反しないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。

(4) 体育施設の施設、設備又は器具(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。

(5) 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。

(6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。

(7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(8) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(9) 教育委員会の指定する者の指示に従うこと。

(10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。

(11) 体育施設の施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。

(12) 体育施設の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成17年7月25日教育委員会規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月3日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月28日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則第8条の規定は、平成26年度以後の会計年度に属する体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用料について適用し、平成25年度以前の会計年度に属する当該使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月2日教育委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項及び第4項の規定は同年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 米子市体育施設条例の一部を改正する条例(平成27年米子市条例第15号。次項において「改正後条例」という。)附則第2項の規定の適用に伴う米子市皆生市民プールの使用に係る米子市体育施設条例施行規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「使用日前3か月」とあるのは、「平成27年10月1日」とする。

3 改正後条例附則第2項の規定により改正後条例の施行の日前に行う米子市皆生市民プールの使用に係る手続にあつては、この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則別記様式第5号、別記様式第15号及び別記様式第19号に規定する様式の書類を用いるものとする。

(米子市教育委員会公印規則の一部改正)

4 米子市教育委員会公印規則(平成17年米子市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成31年4月26日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の米子市体育施設条例施行規則第7条第1項の規定は、この規則の施行の日以後における体育施設の附属設備及び備付けの器具の使用に係る使用料(同日以後に納入の通知を行うものに限る。)について適用する。

別表(第7条関係)

種類		単位	金額
放送設備(市民球場を除く。)		一式	1,000円
スコアボード及び操作盤	市民球場	一式	3,000円
	その他の施設	一式	1,000円
バッティングゲージ		1台	200円

ピッチングネット		1枚	50円
バッティングネット		1枚	50円
防球ネット		1枚	50円
写真判定装置		一式	5,000円
陸上公認器具		一式	3,000円
温水シャワー(コイン式のものを除く。)		1台	200円
コイン式シャワー		1台	3分間につき100円
バスケットボール用具	市民体育館	1組	1,000円
	地区体育館	1組	500円
バレーボール用具		1組	200円
テニス用具		1組	200円
バドミントン用具		1組	100円
卓球用具		1組	100円
鉄棒		1組	700円
つり輪		1基	300円
平行棒		1台	500円
跳馬		1台	700円
あん馬		1台	500円
ウレタンマット		1枚	50円
床運動用マット		1組	1,000円
段違い平行棒		1組	400円
平均台		1台	700円
柔道畳		1枚	20円
組立てステージ		1台	500円
フロアシート		1枚	100円
テント		1張	300円
長机		1脚	30円
折り畳み椅子		1脚	10円

一部改正〔平成26年教委規則2号・27年6号〕

別記

様式第1号(第3条関係)

(表面)

米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会

様

申請者 団体名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使用責任者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名					
使用箇所					
使用日時	年	月	日	午前・午後 午前・午後	時 分 時 分 から まで
使用目的	1 大会（ 2 練習 3 会議 4 その他（ ）				
使用人員	男 人・女 人 計 人			一般・高校生以上・中学生以下	
使用器具等					
使用内容	1 アマチュアスポーツ		2 アマチュアスポーツ以外		
	1 営利を目的としない催物		2 その他の催物		
	入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額	円	

備考	区 分	金 額
	使 用 料 (内訳は、裏面 記載のとおり)	円
	納 入 年 月 日	年 月 日
	納入通知書番号	No.

(裏面)

[illegible]

附属設備・備付け器具の使用に係る総金額									
消費税及び地方消費税相当分(×10／100)									
計									
合 計									

全部改正〔平成19年教委規則7号〕、一部改正〔平成26年教委規則2号・31年4号〕
様式第2号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可申請書 年 月 日										
米子市教育委員会 様										
団 体 名 住所又は所在地 申請者 代表者役職氏名 使 用 責 任 者 （電話番号 ）										
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。										
体育施設名										
使 用 目 的										
使 用 日 時		年 月 日 年 月 日 午前・午後 午前・午後 時 分 時 分 から まで								
使 用 内 容		1 競技会 2 練習 3 会議		入場料金等 徴収の有無		有・無		最高入場料金等の額 円		
		人員 男 人 女 人 計 人	使用箇所		1 競技場 2 会議室					
使用器具等										
米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印						区 分		金 額		
						施設使用料	午 前		円	
							午 後		円	
							その他 ()		円	
						計		円		
						納入年月日		年 月 日		
納入通知書 番 号		No.								
許 可 条 件										

〔教示文記載〕

様式第3号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設（球場）使用（変更）許可申請書				
年 月 日				
米子市教育委員会 様				
申請者 団 体 名				
住所又は所在地				
代表者役職氏名				
使 用 責 任 者				
(電話番号)				
次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。				
体育施設名				
使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで			
使 用 内 容	1 中学生以下の生徒・児童 2 一般 3 アマチュア以外のスポーツ ()			
	1 練習 2 練習以外	人員 (チーム数)	人 チーム	
	入場料金 等徴収の 有無	1 徴収する (最高入場料金等の額 円) 2 徴収しない		
使用設備器具等	バッティングゲージ	台	ピッチングネット	枚
	バッティングネット	枚	防 球 ネ ッ ト	枚
	温 水 シ ャ ワ ー	台	夜間照明設備 (灯)	分
	放送設備 (放送室)・スコアボード及び操作盤・会議室・研修室・			
	更衣室・記者室・本部室・カメラ室・審判員休養室・記録室・			
	審判員室・入場券販売室・冷房設備・室内ブルペン・暖房設備			
米子市体育施設（球場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可 します。 年 月 日		区 分	金 額	
		施 設 使 用 料	円	
		設 備 器 具 使 用 料 (うち消費税及び地 方消費税相当分)	(円 円)	
		夜間照明設備使用料	円	
		冷暖房設備使用料	円	
		合 計	円	

米子市教育委員会 印		納 入 年 月 日	年 月 日
		納入通知書番号	No.
許 可 条 件			
〔教示文記載〕			

様式第4号(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可申請書 年 月 日 米子市教育委員会 様 申請者 団 体 名 住所又は所在地 代表者役職氏名 使 用 責 任 者 (電話番号) 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。										
体 育 施 設 名										
使 用 目 的										
使 用 日 時		年 月 日		午前・午後		時 分		から		
		年 月 日		午前・午後		時 分		まで		
照 明 使 用 時 間		午後 時 分		午後 時 分		から まで				
使用 内容	コート数	(面)		No.		No.				
	人 員	男 人・女 人		計 人						
米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印				区 分		コート数		金 額		
				施 設 使 用 料					円	
									円	
									円	
					照 明				円	
					計				円	
				納入年月日				年 月 日		
納入通知書番 号				No.						
許 可 条 件										
〔教示文記載〕										



様式第5号(第3条、第5条関係)

米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

申請者 団 体 名
住 所 又 は 所 在 地
代 表 者 役 職 氏 名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名		使用	男 人・女 人 計 人
使用目的		人員	1 一般 2 高校生以上の学生・生徒 3 中学生以下の生徒・児童 4 幼児
使用日時	年 月 日		午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用内容	1 競技会 2 練習 3 その他 ()		1 アマチュアスポーツ 2 アマチュアスポーツ以外
使用箇所	プール	() コース専用・団体	
	トレーニング ホール	() 面使用	
入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額 円	
米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可書		区 分	使 用 料
上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会		施設使用料	円
		納入年月日	年 月 日
		納入通知書番号	No.

許可条件	
[教示文記載]	

全部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第6号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名
申請者 住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体 育 施 設 名			
使 用 箇 所			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
使 用 目 的	1 大会 () 2 練習 3 その他 ()		
使 用 人 員	男 人・女 人 計 人	一 般 ・ 高 校 生 以 下	
使 用 器 具 等			
米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印	施 設 使 用 料	円	
	納 入 年 月 日		
	納入通知書番号	No.	

許 可 条 件	
〔教示文記載〕	

全部改正〔平成19年教委規則7号〕
様式第7号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

申請者 団 体 名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名					
使 用 目 的					
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 から 年 月 日 午前・午後 時 分 まで				
使 用 内 容	1 中学生以下 2 一般				
	1 試合 2 練習 3 会議	人 員 (チーム数)	男 人 (チーム) 女 人 (チーム)	計 人	
	入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額	円	
使用箇所等	施 設	1 競技場 2 会議室			
	設備器具	1 放送設備 2 温水シャワー 3 テント 4 その他 ()			
米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印		区 分	金 額		
		施 設 使 用 料	円		
		器 具 使 用 料	円		
		計	円		
		納 入 年 月 日	年 月 日		
		納入通知書番号	No.		
許 可 条 件					

〔教示文記載〕

様式第8号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

申請者 団 体 名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名		使用区分	専用使用・部分使用（ ）		
使 用 目 的					
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時	分から	分まで
使 用 内 容	1 試合 2 練習	人員	人	チーム数	チーム
夜間照明設備使用時間	午後 時 分から	午後 時 分まで			
米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可書 上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印			夜間照明設備使用料	円	
			納入年月日	年 月 日	
			納入通知書番 号	No.	
許 可 条 件					
〔教示文記載〕					

様式第9号(第3条、第5条関係)

米子市体育施設

東山補助グラウンド
日野川運動公園
日野川堰運動広場
大和公園運動広場

使用（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会

様

団 体 名

住所又は所在地

申請者

代表者役職氏名

使 用 責 任 者

（電話番号 ）

次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。

体育施設名						
使用目的						
使用日時	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで
使用内容	1 試合	2 練習	人 員	人	チーム数	チーム

許 可 書						
体育施設名						
使用日時	年 年	月 月	日 日	午前・午後 午前・午後	時 時	分から 分まで
申請者名						
上記の申請について、使用（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印						

許可条件	
〔教示文記載〕	

一部改正〔平成17年教委規則29号〕
様式第10号（第3条関係）

米子市営弓道場使用許可申請書		
年 月 日		
米子市教育委員会	様	
申請者	住所 氏名 (電話番号)	
次のとおり、米子市営弓道場の使用許可を申請します。		
使用者	氏 名	
	一 般 ・ 高校生以下 (	学校 年)
使用区分	1 か月 ・ 3 か月 (1 1 回まで)	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	

全部改正〔平成20年教委規則9号〕、一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第11号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設特別設備等（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

申請者 団 体 名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の特別設備等の（変更）許可を申請します。

体 育 施 設 名													
使 用 目 的													
使 用 日 時	<table border="0"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	午前・午後	時	分から	年	月	日	午前・午後	時	分まで
年	月	日	午前・午後	時	分から								
年	月	日	午前・午後	時	分まで								
特別の設備・ 設備の変更・ 器具の持込み の内容	(図面を添付してください。)												
米子市体育施設特別設備等（変更）許可書 上記の申請について、特別設備等を（変更）許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印													
許 可 条 件													

〔教示文記載〕

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第12号（第3条、第5条関係）

米子市体育施設内制限行為（変更）許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

申請者 団 体 名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設内における制限行為（変更）の許可を申請します。

体 育 施 設 名						
行 為 の 目 的						
行 為 の 種 別						
行 為 の 日 時	年	月	日	午前 午後	時	分から
	年	月	日	午前 午後	時	分まで
行 為 の 内 容						
行為の責任者	住所					
	氏名	(電話番号)				
米子市体育施設内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（変更）を許可します。 年 月 日 米子市教育委員会 印						
使 用 料	円					

許 可 条 件	
〔教示文記載〕	

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第13号（第5条関係）

米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可書				
年 月 日				
様				
米子市教育委員会				印
次のとおり、体育施設の使用（変更）を許可します。				
体育施設名				
使用箇所				
使用日時	年	月	日	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用目的	1 大会（ ） 2 練習 3 会議 4 その他（ ）			
使用人員	男 人・女 人	計 人	一般・高校生以上・中学生以下	
使用器具等				
使用内容	1 アマチュアスポーツ		2 アマチュアスポーツ以外	
	1 営利を目的としない催物		2 その他の催物	
	入場料金等の徴収の有無	有・無	最高入場料金等の額	円
使用料	円			
許可条件				

〔教示文記載〕	

全部改正〔平成19年教委規則7号〕、一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第14号（第5条関係）

No.

年 月 日

米子市皆生市民プール

入 場 券

〔使用者の区分〕

〔施設の区分〕

米子市教育委員会

備考 地の色は、一般用及び高校生以上の学生・生徒用は白色とし、中学生以下の生徒・児童用及び幼児用は桃色とする。

追加〔平成27年教委規則6号〕
様式第15号（第5条関係）

(表面)

米子市皆生市民プール使用証 No.				
		年	月	日発行
住所				
氏名				
使用期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
米子市教育委員会				印

(裏面)

1	この使用証は、本人のほかは使えません。
2	入場するときは、この使用証を係員に見せてください。
3	遵守事項や係員の指示を守ってください。
4	この使用証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。
5	表面に書いてある期間が過ぎたら、この使用証は返してください。
6	大会等のため使用することができない場合があります。

追加〔平成27年教委規則6号〕
様式第16号(第5条関係)

(表面)

米子市営弓道場使用証				No.
年 月 日発行				
(電話番号)				
住 所				
氏 名				
期 間	年 月 日から			
	年 月 日まで			
米子市教育委員会			印	

(裏面)

- 1 この使用証は、本人のほかは使えません。
- 2 入場するときは、この使用証を係員に見せてください。
- 3 遵守事項や係員の指示を守ってください。
- 4 この使用証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。
- 5 表面に書いてある期間が過ぎたら、この使用証は返してください。
なお、3か月（11回まで）の使用許可を受けている場合は、表面に書いてある期間が過ぎたら、使用可能回数（11回）に達していなくても返してください。
- 6 大会等のため使用することができない場合があります。
- 7 3か月（11回まで）の使用許可を受けている場合は、入場する際に、下記の欄により、使用回数の確認を受けてください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

一部改正〔平成20年教委規則9号・27年6号〕
様式第17号（第6条関係）

米子市体育施設使用（特別設備等）取消届出書

年 月 日

米子市教育委員会 様

届出者 団 体 名
住所又は所在地
代表者役職氏名
使 用 責 任 者
(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。

体 育 施 設 名													
使 用 目 的													
使用を取り消す日時	<table border="0"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>午前・午後</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	午前・午後	時	分から	年	月	日	午前・午後	時	分まで
年	月	日	午前・午後	時	分から								
年	月	日	午前・午後	時	分まで								
使用を取り消す理由													
取り消す特別設備等の内容													

--	--

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第18号（第6条関係）

米子市体育施設内制限行為取消届出書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名

届出者 住所又は所在地

代表者役職氏名

(電話番号)

次のとおり、体育施設内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。

体 育 施 設 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 種 別	
行 為 の 日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで
行為を取り消す理由	

取り消す行為
の内容

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第19号（第8条関係）

（第1面）

No.	No.								
回数券（11枚綴り）	回数券（控）								
金 円	金 円								
<table><tr><td>区分</td><td>領収印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	領収印			<table><tr><td>区分</td><td>領収印</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	領収印		
区分	領収印								
区分	領収印								
米子市皆生市民プール	米子市皆生市民プール								

（第2面）

No.	No.
回数券控（ ）	回数券（ ）
〔使用者の区分〕	〔使用者の区分〕
	年 月 日
米子市皆生市民プール	米子市皆生市民プール

追加〔平成27年教委規則6号〕
様式第20号（第9条関係）

米子市体育施設使用料減免申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名

申請者 住所又は所在地

代表者役職氏名

㊟

(電話番号)

次のとおり、体育施設の使用料の減免を申請します。

体 育 施 設 名			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
減 免 を 申 請 す る 理 由			
決 定 欄	(減免決定理由)	使 用 料	円
		減 免 額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第21号（第10条関係）

米子市体育施設使用料還付申請書

年 月 日

米子市教育委員会 様

団 体 名

申請者 住所又は所在地

代表者役職氏名

㊞

(電話番号

)

次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。

体 育 施 設 名			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
還 付 を 申 請 す る 理 由			
決 定 欄	(還付決定理由)	区 分	金 額
		既納使用料	円
		還 付 額	円
		差引使用料	円

		還付年月日	年 月 日
--	--	-------	-------

一部改正〔平成27年教委規則6号〕
様式第22号（第11条関係）

米子市体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書 年 月 日 米子市教育委員会 様 団 体 名 届出者 住所又は所在地 代表者役職氏名 ㊟ （電話番号 ） 次のとおり、体育施設を汚損（損傷、滅失、紛失）したので、届け出ます。	
体 育 施 設 名	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
汚 損 等 の 施 設 等の名称・数量	
汚 損 等 の 状 況 及び損害の弁償 方法	
損害の処置方法	1 修繕弁償 2 現物弁償 3 損害額弁償
損 害 認 定 額	
弁 償 金 額	
備 考	